

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL(096)214-7101
FAX(096)214-7102

ヒントヒント

良い雑談 何げない会話が組織にメリットをもたらします。「職場での雑談」の効用を説くのは雑談研究の第一人者、上智大学の清水崇文教授です。雑談によって相手との心のつながりだけでなく、いろいろな人との間で雑談が交わされるので、職場全体で仲間意識や連帯感が強まり、職場がホームのような存在になり、安心感が生まれ帰属意識が高まり、組織の風通しがよくなります。上司と心のつながりができていれば、些細なことでも報告や相談ができます。雑談は、組織の縁の下の力持ちのように貢献しているのです。雑談が生まれやすい条件は、デスクから離れる。長くて3分。共通の話題だと気が楽に。(みずほワン、江頭紀子)

税務 ミニガイド

国税庁によると、令和5年分の申告所得税の申告人員は2,324万人（対前年比1.3%増）で、そのうち申告納税額がある人は668万7千人（対前年比2.3%増）、その所得金額は49兆5,574億円（対前年比7.0%増）、申告納税額は4兆499億円（対前年比10.0%増）となっています。



ヒントヒント



年末調整における定額減税

□定額減税

令和6年分の所得税については、定額減税が実施されています。

ここでは、年末調整における定額減税について、確認していきます。

□対象者

年末調整において定額減税の対象となるのは、年末調整対象者のうち、合計所得金額1,805万円以下のものです。

そもそも、主たる給与の給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象ではありません。

主たる給与の給与収入が2,000万円以下であっても、従たる給与や給与所得以外の所得があることによって、合計所得金額が1,805円超となる人は、年末調整の対象ではありますが、定額減税の対象ではありません。

□月次控除との関係

令和6年6月1日（基準日）現在在籍し、扶養控除等申告書を提出している人は、所得の見積額にかかわらず、すべて令和6年6月1日以後支給される給与・賞与から定額減税による月次控除が行われています。

合計所得金額が1,805万円超となる人の月次控除額は、年末調整で精算（調整）されることになります。

□定額減税による特別控除額

特別控除額は、本人分3万円に同一生計配偶者・扶養親族（非居住者は除きます）1人につき3万円を加算した金額となります。

ただし、その人の住宅借入金等特別控除後の所得税額が限度となります。

なお、同一生計配偶者・扶養親族が非居住者であるかどうかの判定は、令和6年12月31日の現況により判定します。月次控除の際は、令和6年6月1日の現況により判定することとされていますので、月次控除段階と異なることがあります。



○飛行機や船、バスなどが乗っ取られることを、英語でハイジャックと言います。語源を調べると、100年程前、アメリカは禁酒法がしかれており、ギャングが暗躍して、密造酒を載せた船やトラックが乗っ取られる強盗事件が頻発していた。そのトラックを乗っ取る時、ギャングたちは、ヒッチハイクを真似て「ハイ、ジャック」と声をかけて近づいたという。



□同一生計配偶者の把握

定額減税による特別控除額の加算対象となる同一生計配偶者については、扶養控除等申告書（源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額48万円以下の者）、年末調整に係る定額減税のための申告書（非源泉控除対象同一生計配偶者）により把握します。

□扶養親族の把握

定額減税による特別控除額の加算対象となる扶養親族については、扶養控除等申告書（控除対象扶養親族・16歳未満扶養親族）、年末調整に係る定額減税のための申告書（扶養控除等申告書に記載漏れの16歳未満扶養親族）により把握します。

□源泉徴収簿における計算

源泉徴収簿の②欄（年調所得税額）と②欄（年調年税額）の間に、④-2欄（年調定額減税額）、④-3欄（控除後年調所得税額）、④-4欄（控除外額）を設定（源泉徴収簿の欄外に記入）して、計算することになります。

□源泉徴収票等の記載事項

主たる給与等の支払者が令和6年6月1日以後に年末調整をして作成する源泉徴収票の摘要欄には、所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった額等を記載する必要があります。

令和6年分路線価について

毎年慣例で7月1日、国税庁は令和6年分の路線価図等をHP上で公表しました。路線価は、1月1日時点で国税庁が算定した全国の主な道路に面した土地の1m²あたりの評価額で、相続や贈与、自社株式の評価等のなかで、土地を評価するにあたって参考とされる金額となります。

令和6年分の路線価について、調査対象となつた全国の約32万地点の平均価格は前年度比2.3%上昇し、3年連続で前年度を上回る結果となりました。また、その上昇率も2010年以降でこれまで最も大きくなっています。

(1) 令和6年分の路線価

関東地方の路線価の上昇率については、東京が前年度比5.3%、千葉が同4%、神奈川が同3.6%、埼玉が同2.1%、いずれも増加しました。一方で、群馬のみ同0.5%下落しました。

ナマの税務相談室

Q 土地を甲及び内縁の夫乙二人が共有していました。両者でその土地を各々持分2分の1づつ所有していました。

本年4月乙が死亡いたしましたが、乙の相続人は相続放棄を行いました。

乙には甲との共有不動産以外は財産を有していません。

甲は現在家庭裁判所に乙の持ち分である不動産の相続について申し立てを行っており、近々家庭裁判所では甲の相続が認められる方向で審判される予定ですが、認める理由として①特別縁故者としてか（家事審判法9条）、②民法255条（共有者の死亡）等の法的適用になると思います。

そこで質問ですが、

1. 家庭裁判所が甲を特別縁故者として乙の持分の相続を認めた場合、相続税の課税関係が生じますか。

土地共有者の持分と相続課税

2. 家庭裁判所が甲を民法第255条（共有者の死亡）として乙の持分につき帰属を認めた場合、やはり相続税の課税関係が生じますか。

A ご質問における共有者のうちの一人が死んでその者に相続人がいないために、他の者が民法第255条の規定に基づいて当該共有物の全部の所有権を取得した場合には、当該死亡した者に帰属していた共有持分に相当する財産の価額は遺贈により取得したものとして相続税の課税の対象とすることに取り扱われています。（相基通9の12）

また、相続人がいないために民法第255条の3の規定に基づいて家庭裁判所の決定でその者の特別縁故者が財産の分与を受けた場合には、その分与を受けた者に対してはその分与による財産の取得は遺贈により財産を取得したものとみなして相続税の課税の対象とすることに規定されています。（相法4）

ナマの税務相談室

税法における中小法人、 中小事業者、中小企業者

法 人税法で「中小法人」という言葉を検索すると、欠損金の繰越の条文のところにだけ出でています。所得の50%が繰越欠損金の損金算入限度との規定のところで、資本1億円以下の普通法人等（「中小法人等」という）については損金算入制限が無いとしています。

但 し、資本金の額等が5億円以上の大法人による完全支配関係があるものは除かれる、との規定になっています。なお、「中小法人」という言葉は無いものの、同じ趣旨の規定は、貸倒引当金と法人税率の規定のところにもあります。租税特別措置法では、「中小法人」という言葉は、貸倒引当金の中小企業者特例のと

ころにだけ出でています。

所 得税法、法人税法には、「中小事業者」という言葉は存在しません。租税特別措置法で、「中小事業者」という言葉を検索すると、いくつも出でています。それらは、「常時使用する従業員の数が千人以下の個人」との概念規定で使われていて、租税特別措置法の所得税に係るところの、中小事業者向けの特例の項目のところに出て来ます。

一 字違いの「中小企業者」という言葉も、所得税法、法人税法にはありません。租税特別措置法の所得税に係るところで、「中小企業者」という言葉を検索すると、いくつも出でています。「常時使用する従業員の数が千人以下」とい

う内容のものとして使われているところと、中小企業等経営強化法で定める概念を引用する仕方で、業種ごとに、常時使用従業員数300人以下、100人以下、50人以下などと使われているところがあります。

な お、法人税に係るところでの租税特別措置法の「中小企業者」という概念は、人数規定だけでなく、資本金基準として、資本金1億円以下で、発行済株式等の2分の1以上を同一の大規模法人（資本金の額等が1億円超の法人等）に所有されている法人又は発行済株式等の3分の2以上を複数の大規模法人に所有されている法人以外の法人、とされています。

租 税特別措置法では、「中小企業者」という言葉をあちこちで使っているのに、その概念は統一されていないので、注意を要します。

8日
寒露
23日
霜降。
席占め
良二
「十月の日の入る後部座
日溜りが少し恋しく。
「秋しぐれ塙をぬらして
やみにけり 万太郎」

年末を控え、取引先の売掛金管理や与信管理は大切です。取引先一社の倒産は致命傷になりますからねません。

「いつ降つていつ降りや
みし初時雨 弘一」
「今駅にありますとメール
初しぐれ 光江」



楽観的になりますよ。

(ダライ・ラマ)

10月の税務メモ

(国 税)

- 9月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知（税務署長より）
- 8月決算法人の確定申告
- 6年2月決算法人の中間（予定）申告

(地方税)

- | | |
|-----|--------------------|
| 10日 | ○9月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | |
| 31日 | ○8月決算法人の確定申告 |
| 〃 | ○6年2月決算法人の中間（予定）申告 |
| 〃 | ○個人住民税の普通徴収分第3期納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。